

朝監発第48号
令和2年12月3日

朝日町長 鈴木 浩幸 殿
朝日町議会議長 阿部 為吉 殿
朝日町教育委員会教育長 小林 道和 殿
朝日町選挙管理委員会委員長 白田 和好 殿
朝日町農業委員会会長 鈴木 好一 殿

朝日町代表監査委員 阿部 憲明



令和2年度朝日町一般会計・特別会計・企業会計財務監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により財務監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

1. 監査の実施期間

10月14日（水）議会事務局、総合産業課
10月16日（金）農林振興課、農業委員会
10月19日（月）総務課
10月26日（月）建設水道課（特別会計、企業会計を含む）
10月27日（火）建設水道課（現場調査）、政策推進課
10月28日（水）税務町民課、出納室、町立病院（現場調査を含む）
11月2日（月）健康福祉課（特別会計を含む）
11月4日（水）教育文化課（現場調査を含む）

2. 監査の執行者

朝日町監査委員 阿部憲明
朝日町鑑査委員 細谷秀明

3. 監査の対象

令和2年度各課所管事務事業
(1)令和2年9月末日現在における予算執行状況について

- (2) 事務事業の管理運営について
- (3) 契約状況について
- (4) 補助金について
- (5) その他

4. 監査の方法

令和2年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

5. 監査の着眼点

- (1) 各事業、予算が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか
- (2) 令和元年度決算審査等で指摘のあった事項が改善または検討されているか
- (3) 明許繰越、専決処分などの処理は適切になされているか
- (4) 財産の取得及び管理が適切に行われているか
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大に対応する事業等は適切に行われているか

6. 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和3年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、別紙「令和2年度財務監査所見」について留意されたい。

(別紙)

令和2年度 財務監査 所見

1. 財政運営について

(1) 持続可能な財政運営

①事務事業の選択と集中について

- 町の財政は高い健全度を維持しているものの硬直化が一層進むなど、厳しい状況にある。

コロナ禍対策並びに豪雨災害復旧工事に伴う財政出動に加え、創遊館等の大規模改修が必至であること、加えて経済活動の停滞による税収減が予測されることもあり、従前以上の慎重な財政運営が求められる。

- 事務事業の効果検証とともに中期財政計画を公表し、町民の理解と協力を得ながら選択と集中を強力に進められたい。

②財源の確保について

- 収入の減少が見込まれる中、有利な起債や補助事業など財源の確保は極めて重要である。

- 町が推進しているりんごの新半わい化改植が国の補助対象外となった。国への働きかけが功を奏して引き続き対象となる見通しであるが、県など関係機関における情報収集力の脆弱化を露呈した感がゆがめない。かかる事態を未然に防止できるよう留意されたい。

- 一方、りんごの輸出にあたっては、かつて農商工連携ファンド事業など複数の民間資金の活用がみられた。民間等の活動を支援する組織や団体が数多く存する。支援事業に採択されるよう、職員一人ひとりがアンテナを高くし、日頃から取り組みの状況を広く発信し、関心を惹起しておくことが必要である。

(2) 戰略的な財政運営

- 第6次発展計画及び第2次教育振興計画の中間見直しをひかえ、次年度はまさに課題整理、調査研究を行う正念場であるといえる。

- 希望活動人口の拡大、移住の視点に立った町の優位性発揮や学校給食など計画の推進に係る課題や計画策定時における積み残し等の課題に加え、空氣神社を含むゼロカーボンシティの推進など計画策定後における新たな課題への対応等である。

中でも空気神社は建立 30 周年の記念すべき年に JR 東日本の PR ポスターに採用された。またマスコミによる相次ぐ論評、国内外からの共感を覚えるといった声やリードオフマンとしての機能発揮への期待が数多く寄せられている。

環境の視点が成長の源であり、町の進む道・暮らし方のベースになっていくと痛感している。

- このように重要な課題が山積している。しかも一部署で解決できるものでもなく、町民と行政が一丸となって取り組まなければならないものである。かかる課題に町あげて取り組むというメッセージ性をもたせる、また職員の意識改革を醸成する観点からも、通常の予算要求とは別個に、優先枠や特別枠といった新たな仕組みの創設を期待したい。

2. 行政運営について

(1) 公正、透明性の確保

①専決処分について

- 町税条例の改正などについて専決処分がなされた。専決処分については、地方自治法の規定により、議会の議決により特に指定したもの、及び議会を招集する時間的余裕がないときと厳しく制限されている。
- 今回の事案はいずれも、3月 31 日法改正（4月 1 日施行）に伴うものであり、真にやむを得ない事由であると理解できるものの、条例は町政運営の根幹であることから慎重な対応が求められる。
- 条例改正など重要な専決処分予定事案については、その概要を事前に議会に対して説明するなど住民への説明責任を果たすことを基本として、専決処分の厳格な運用に努められたい。

②空気神社の帰属について

- 空気神社本殿内部塗装工事並びに鏡面補修工事を町直営で実施した。町が観光協会に町有地を空気神社敷地として賃貸借する契約書（平成 26 年度～平成 30 年度）が存在していることから、空気神社は町施設ではないことが明白である。また、本契約書に 10 万円以上の構造物や備品の修理は協議の上決定との条項がある。今回の工事については、町は、この条項に依拠したものと類推される。
- 本契約書の契約期間は既に終了していることから、更新手続きを実行されたい。加えて、空気神社の管理が、指定管理者制度に準拠したスキームではあるものの、町の財産ではなく、また町が権利を有する者から全部委任されている痕跡も確認できなかった。

空気神社が、町民共通の財産であることを基本に帰属先や管理の方法等について関係者間で早急に検討されたい。

③高齢者生産活動センター飲食部門について

- 当センターは、指定管理者制度を適用しているが、営業目的により厨房を使用する場合、いわゆる飲食部門について、指定管理者募集要項と指定管理業務仕様書において齟齬をきたしていると推察される。
- 飲食部門に係る諸経費について、募集要項では指定管理者の負担と明記しているが、業務仕様書では営業を行う者の負担としており、必ずしも指定管理者に限定しているとは言い難い。事実、現在の営業者は指定管理者の関係者とはいえ、別人格の個人である。
- 営業活動はテナントの形態として町の施設を占有している状態にあることから、町ないし指定管理者が営業者に対し許認可の行政処分等が必要であると思料される。
町、指定管理者、営業者相互の関係性を整理し、基本協定書などにおいて明確化するなど必要な是正措置を講じられたい。

④ユニフォーム（ポロシャツ）の着用について

- 町は全職員に対し、ブランド戦略の一環などとしてポロシャツを支給し、6月～9月の期間において毎週火・金の着用を推奨している。
ポロシャツを支給し、その着用が常態化してきていることに鑑み、被服貸与規程の改正について検討されたい。

⑤財務規則等法令遵守について

- 委託や工事の発注業務及び補助金交付事務等において公平公正で適確な執行を確保するため財務規則はじめ多くの規程が制定されている。一部の事務事業において、施工伺いや予定価格の欠落、事前着工や概算払いの取り扱い等において不備がみられた。
- 法令遵守は行政運営の必要十分条件であることから、個別事業ごとに必要な事務をチェックできるよう管理表を整備するなど遺漏のない執行に努められたい。

(2) 効果的効率的な事業推進

①情報システムの最適化について

- 一部事務組合、広域連合や協議会等による共同処理や事業推進が各分野で展開され、効果的かつ効率的な行政運営に資している。航空写真撮影オル

ソ画像加工業務が山形連携中枢都市圏事業として実施されたが、事業費が町単独で実施するより三分の一程度に抑えられたことは好事例である。

- 情報システムについては、決算審査でも指摘したように経費や人事管理など課題の大きい分野である。今般、国は自治体システムの標準化を図り、その導入を義務付ける方針を打ち出した。これを契機に、共同化等についての検討を加速されたい。

②農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について

- 農業就業人口の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地が増大してきている。優良農地を維持し、担い手に面的集積を図る上で農業委員・農地利用最適化推進委員の果たす役割は非常に大きいものがある。一方では委員の活動が町民に十分理解されていない現状にもある。とりわけ農地利用最適化推進委員については制度発足して日も浅いこともあり、活動が見えないと指摘がなされている。
- 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動がさらに活性化し、農業の振興に寄与していくため、県内他自治体においては国の農地利用最適化交付金を活用した報酬の加算措置を講じている例もみられる。活動実績に見合った報酬の支給について検討されたい。

③移住の総合的なセンター機能整備について

- 新型コロナウイルス感染症の流行等もあり、新しい生活スタイルの場として移住が促進する可能性も出てきている。空き家バンクの運営を（一社）希望活動醸成機構に委託していることは、民間の自由で創造性豊かな能力が充分に發揮した運営が期待され、評価したい。
- 今後の展開に当たっては、空き家バンクの運営にとどまらず、リフォーム等のハードソフト両面にわたる住宅支援、子育て支援や教育環境など移住に係る相談や手続きなど、利用者が満足できるサービスを提供するプロフェッショナルなわち移住コンシェルジュ業務の拡充を図るなど、移住に係る総合的なセンター機能の整備が望まれる。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応

- コロナ禍が社会経済の各般にわたり甚大な打撃を与えている。行政においてもイベントはじめ多くの事業が中止を余儀なくされている。そのような中でもオンラインでの実施や個別支援による密の回避など、やり方を工夫した対応が随所にみられる。また、地域商品券等において、できるだけ多くの方に恩恵がゆきわたるような配慮もあり評価したい。

○ 新型コロナウイルス感染症は、いつ収束の目途が立つか予測さえできない。町民の生活や産業活動への影響を的確に把握し、必要な手立てを時宜を失せず講じることが緊要である。多くは国の施策としての展開に委ねることとなるが、国の施策が実行するまでのつなぎ支援や対象期間の延長、税等の徵収猶予さらには域内流通の構築など、住民に身近な自治体としてきめ細かな対応を要請する。

同時に、ポストコロナを見据えた新しい朝日町の実現に向けた大胆な施策の構築が求められる。

○ 町民の健康を支える砦として町立病院の果たす役割は大きい。外部委託しないで PCR 検査を町内で実施できる機関がない。町民の安心を確保するためにも町立病院における検査体制の早急な整備が望まれる。

現在、町立病院はコロナ禍の影響もあり、患者数の減少などにより経営は危機的状況におかれている。安定的な経営維持に向けた財源の確保について、関係機関と連携した国に対する要請活動を強化する必要がある。